



# 行政の人権意識の薄さがあかるみに!

## 県立橋本体育館における差別発言事件

昨年12月1日の夕方、橋本市内の県立橋本体育館の事務室に男性が「電話を貸してほしい」と来所した。男性は「お金を持っていない」と言うので、館長は公衆電話をかけるための50円を貸そうとした。しかし、持ち合わせがなく、事務所内の職員に立て替えてもらおうとしたところ、男性は職員にたいし「お前、いま笑ったやろ、ここへ来い」と呼びつけた。そして、館長と職員に名前と住所を書くよう要求した。館長と職員はそれぞれメモに名前と住所を書いて男性に提示する、職員の住所が橋本市内の被差別部落であつたため、男性から「○○（橋本市内の部落名）は部落や、△△も部落や、△△（市内の別の部落）に住んでいるのか、わしは△△（市内の別の部落）に住んでいるが△△も部落や、部落とはどう言うことかわかつて」と

と職員に名前と住所を書くよう要求した。館長と職員はそれぞれメモに名前と住所を書いて男性に提示する、職員の住所が橋本市内の被差別部落であつたため、男性から「○○（橋本市内の部落名）は部落や、△△も部落や、△△（市内の別の部落）に住んでいるのか、わしは△△（市内の別の部落）に住んでいるが△△も部落や、部落とはどう言うことかわかつて」と

りました」と返答し、男性が「前から住んでるのかと」職員に聞くと「自分は大阪から引っ越してきた」「○○は安かつたから来たのか、お前は大阪の部落出身か」というようなやりとりがあった。

### ゆがんだ差別意識

この男性は、橋本市在住ではあり、発言にあつた「△△地区」には住んでおり、部落である「△△地区」にはなんらかの効果があるという目的で使われたと考えられる。また、今回の差別事件にたいする行政の呼びかけに応じず逃げ隠れしていたもの、今年に入り、事情聴取に応じ、橋本体育館にたいして電話や来所による謝罪

をおこなっている。本人の「社研部」という社会問題や人権問題などを学ぶ部活動に入部し、同和問題に関する知識はあつたものの、自分自身が障がいをもつていることで、ゆがんだ形で差別意識をもつていた。②同和対策事業や国の財政が、特別な地域だけに投入されていると思っていたことや、障がい者にたいする施策との不公平感を感じていた、などである。



差別の現状を訴える寺本支部長

橋本体育館の館長や職員側にも課題があることが明らかになつた。それは、①差別發言にたいし、差別であるという指摘や指導がされなかつたこと。②相手が酔っていることなどで対応に躊躇したこと、である。さらには、行政にも大きな課題があり、①「同和研修」で学んだことが実践に結びついていなかつた。②橋本体育館の委託を受けている「橋本市文化スポーツ振興公社」が、設立以来（1997年設立）一度も「同和研修」を実施していないことと、和歌山県もそれを放置してきたこと。③差別事件のとりくみが、事件の背景や要因、橋本市での差別意識など、事件の本質に向けられず「事件処理」に終始していることなどが明らかになつた。このことは、これまで橋本市内で発生したさまざまな差別事件を通しておらず、差別者本人にたいする指導と別に、行政での「実践を伴う研修」の強化が必要となる。今回の差別事件では、「○○は部落」「部落の土地は安い」という差別意識が継続されていることと、部落住民であることを名のれば、相手が躊躇するといった差別利用が現れた差別事件である。

### 対応した側にも問題

実際に高山市長は、そういう解决方法をとつてている。どういう圧力がかかったのか、S（差別者）は辞職願を出している。自發的といわれるが、本当に彼の意志から出たとは思えない。

高山市長は、自分の考え方をもし正し（い）とするならば、Sを処分して、それでもつて事足りるとすることもできよう。

S一人を処分することによって、第二のS、第三のSを出さないと、社会に對して宣言することができるであろうか。

S一人を処分し、全職員にむけて、差別の無意味であり、文都法の将来にとつてむしろ有害であるといつて宣言することは、おそらく不可能であろう。

何故、それは不可能であるか。

高山市長は、はしなくも部落にたいする無関心さを露呈している。それは、自身がよい生活環境に育つた故に、差別感をもたず、差別感を理解しないといふことは、差別感をもたず、差別感を観念としてだけ理

解していることを意味する。

差別感は単なる観念であろうか。併し高山市長は差別者Sによって直ちに裏切られている。九条保健所の一職員である作者は、「特殊部落」という実態の中から差別感を実感として持ちまわっているのである。彼の差別は単なる□（觀）念ではなくして、東七条という具体的な生活実態と結び付いて生きくと呼吸している差別感である。

既にしばしば引用してきた小説「特殊部落民」はその事実を余りに明確にものがたつていている。

このことは、部落が差別される実態をもつてていることを意味する。

差別観念とは、正に、差別される実態の、即ちその存在の反映にすぎない。差別される実態が厳然として存在するとき、差別感のみを処断することの無意味さが明らかであろう。存在を無視し観念を問題にしてもはじまらないのである。もし、この事実を素直に認めるとならば、観念を問題とするのではなくして、逆に「観念」を生み出す現実に対する具体的な施策を準備する必要があつたろう。

### 連載(7)

## 「吾々は市政といかに斗うか」—オール・ロマンス差別糾弾要項—